

7/25
 2017年第1273号
 (毎月5、15、25日発行)

大阪府歯科保険医協会
 敬愛会
 志岐 敬
 大阪府浪速区幸町1-2-33
 電話(06)6568-7731(代表)
 http://osk-net.org/
 ●定価・年間10,000円 月1,000円
 ●1977年5月23日第三種郵便物認可

歯科技工士不足に警鐘

東京大学 名譽教授 醍醐聰氏「政治の責任で改善を」

全国保険医団体連合会近畿ブロックが9日に開催した歯科技工問題交流会で会計学者の醍醐聰氏(東京大学名誉教授)が、「保団連歯科技工アンケート結果から見える課題」をテーマに講演し、「歯科技工危機は、行政、政治の問題だ」との見解を示した。

過酷な労働

醍醐氏は国民生活基礎

調査から、歯科技工所の経営が同規模自営業者と比較しても厳しい状態にあると分析。有(従)業者1人の事業所で比較すると「300万円」の層で歯科技工所が17・7%

「3000〜700万円」の層では8・7%少ないと指摘した(表1)。労働時間では、歯科技工所の50%以上が週平均70時間を超えており(表2)、「過酷な労働環境」と指摘。特に30代以下の開設者では労働時間

表1 可処分所得の階級別分布(2015年と2016年)

階級	『国民生活基礎調査』		歯科技工所調査	
	有業者1人	自営業平均	従事者1人	平均
~300万円	45.1%	38.2%	62.8%	58.8%
300~700	43.9%	34.9%	35.2%	37.4%
700~	9.8%	13.5%	1.9%	3.7%

表2 就労時間(1週間当たり:2015年/2016年調査)

	『個人企業経済調査』		歯科技工所調査	
	事業主のみ	事業主・雇用者2人	従事者1人	雇用者2~4人
~50時間			21.8%	16.1%
51~70時間	平均 45.6時間	平均 48.6時間	25.6%	31.9%
71時間~			51.1%	50.8%

また、醍醐氏はこの10数年で歯科診療所(個人)の経営悪化が進んでいる点を指摘。損益状況が2001年度の127万円から2014年度の106万円に急激に下が

る中で(歯科技工)委託費も同39万円から30万円に減少していることを示した。

が週90時間を超える割合が36・5%、1週間のうち休みが「ほとんど取れない」が32%と「歯科技工士の労働状況は、過労死ラインを超えている」と話した。

70歳以上の高齢者の歯科治療費で見ると補綴が6割以上を占め、高齢化社会の中で需要がますます高まると予測されるが、アンケートでは「自分の子どもには継がせない」という歯科技工士が



歯科技工の危機打開に向け近畿ブロック各府県の協会から活発に意見が出された=9日、保険医会館

保団連近畿ブロックは、歯科技工問題の危機

近畿ブロック 意見交流会開く

技工問題改善に向けて

解決の道
 歯科技工問題の解決に当たっては、寄せられた歯科技工士の意見から「歯科医師の優越的地位」が読み取れるとして、厚労省から示されている材料費を除く製作技

工料を7割、管理料を3割とするいわゆる「概ね7・3の大臣告示」については、「法的な処罰の対象ではない」ことから、一時的に歯科技工士の立場がよくなったとしても、委託技工料が交渉価格になっている限り、

歯科医療機関の経営が苦しくなれば、ダンピング等がくり返されるとし、「これに頼るだけでは、なかなか問題の解決にはならない」と指摘。究極的には「歯科技工所からの直接保険請求が解決の道ではないか」と話した。

任で改善すべきとした。雨松氏は、「補綴関連の診療報酬が委託技工料しか参考にしておらず、点数が下がる仕組み」「診療報酬が決まっているのに歯科医療機関と歯科技工所間の委託技工にはルールがない」などの問題点に触れ、①歯科技工物の製作コストをきちんと反映する保険点数の決め方②委託技工における取り引きガイドラインの策定――などの必要性を述べた。

意見交流では、患者に良質な補綴治療を提供するために各府県の協会から「歯科医療費の総枠拡大と共に補綴関連の点数の引き上げが必要」「補綴点数の改善と共に高すぎる患者負担引き下げを同時に求めるべき」などの意見が出された。

醍醐氏は、保団連アンケートの結果を踏まえ、他業種の同規模事業所との収入・労働状況の比較から技工所の厳しい状況を明らかにし、政治の責

にあると、自前のストーリーに沿うよう誘導質問する傾向がある。あいまいな答え方をすると、ドクターの思いや事実とは全く違った形で受けとられかねない。帯同弁護士がチェックすべき点は、被指導者の回答と技工の認識のズレを防ぎ、議論を確認し、「交通整理」することにある。つまり、行き過ぎた指導にならないよう、適正指導を守らなければならない。

摘発を免れたり、処罰を軽くするために不正行為を擁護することが帯同の目的ではない。黒を白と言いくるめることはできない。指導を通じて誤りを反省し、返還に応じることがある。その上で、たとえ違反の事実であっても、保険医が弁明すべきは弁明できるように支援し、被指導者が不当な扱いを受けないために、事実と適正な手続きに基づいた指導が行われるよう援助することを心掛けている。

そこが聞きたい



西晃・帯同弁護士団团长

技工の質問を正確に理解しないとどういったのか。監査の例だが、「私は確かに『不実記載』をいたしました」とする調査にサインを求められたドクターがいた。「不実記載」だとルール違反を認

指導の場で保険医への人権侵害がおこるのはなぜか。指導を監査の前の取り調べ(質問調査権)に近いものとして理解している技工の中には、自分たちのコントロール下

不正請求があったときはどう対応するのか。

たいへんな時期を過ごしたが、振り返ればすべて懐かしい歯科医師人生の一幕だ。

指導現場では帯同弁護士としてどのような対応をしているのか。被指導者は個別指導という極度の緊張状態なのか、技工の質問を正確に理解しないまま回答したなかったりするところがある

適正指導を守らせる

不適正請求があったときはどう対応するのか。

不適正請求があったときはどう対応するのか。

不適正請求があったときはどう対応するのか。

お知らせ
 次号8月5日付は同15日付と合併して発行し、8月10日頃に届けます。協会は12~16日まで夏季休務となります。

歯界
 妻が大病して生死の間をさまよっていた時、私は神